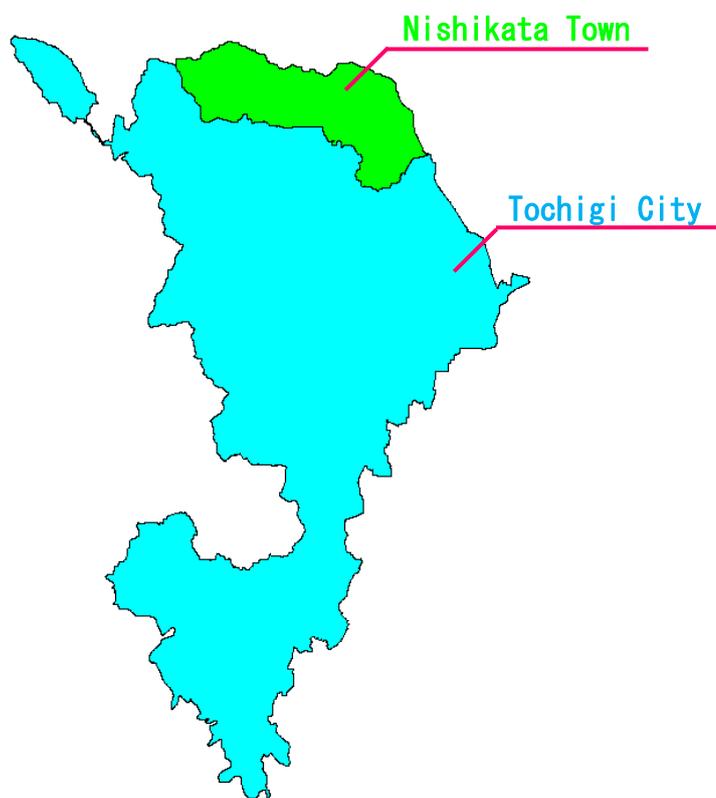


栃木市・西方町合併協議会

第4回 会議資料（別冊1）



日時：平成23年3月29日（火）午後2時

会場：栃木市栃木保健福祉センター 2階大会議室

合併協定項目の調整結果 (Aランク)

栃木市・西方町合併協議会

合併協定項目に関する事務事業の調整結果

合併協定項目	調整の方針	具体的な調整結果												
<p>【合併協定項目 25-21】 勤労者、消費者関連事業</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第47号</p>	<p>2 栃木広域中小企業勤労者福祉サービスセンターについては、現行のとおりとし、負担金について、合併までに岩舟町と調整を図る。</p>	<p>負担金については、従前どおり人口割（国勢調査）により算出した金額とする。</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">栃木市</td> <td style="padding-right: 10px;">6,827 千円 (84.60%)</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding-left: 10px;">7,160 千円 (88.73%)</td> </tr> <tr> <td>西方町</td> <td>333 千円 (4.13%)</td> </tr> <tr> <td>岩舟町</td> <td>909 千円 (11.27%)</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">計</td> <td></td> <td>8,069 千円 (100%)</td> </tr> </table>	栃木市	6,827 千円 (84.60%)	}	7,160 千円 (88.73%)	西方町	333 千円 (4.13%)	岩舟町	909 千円 (11.27%)	計			8,069 千円 (100%)
栃木市	6,827 千円 (84.60%)	}	7,160 千円 (88.73%)											
西方町	333 千円 (4.13%)													
岩舟町	909 千円 (11.27%)													
計			8,069 千円 (100%)											
<p>【合併協定項目 25-22】 建設関係事業</p> <p>平成22年10月15日 第2回協議会 協議第48号</p>	<p>1・開発許可制度については、栃木市の例により合併時に統合する。ただし、非線引き都市計画区域における開発許可の規制対象規模については、合併時までに調整する。</p>	<p>・「非線引き都市計画区域」である西方町の開発許可の規制対象規模については、「線引き都市計画区域」と整合性、一体性を保つため条例を制定して開発許可の規制対象規模を「1,000 m²」以上とし、平成23年10月1日（合併の期日）から施行する。</p> <p>○制定する条例 【都市計画法施行令第19条第1項ただし書の規模を定める条例】</p>												

合併協定項目	1 5 使用料、手数料等の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	<p>使用料、手数料等については、負担公平の原則及び受益者負担の原則に基づき次により調整する。</p> <p>1・施設使用料等は、原則として現行のとおりとする。ただし、目的が同一又は類似する施設の使用料等については、合併後に再編又は調整する。</p> <p>・その他の使用料については、合併時に統合又は再編する。ただし、占用許可期間等については、合併時は現行のとおりとし、合併後に統合又は再編する。</p> <p>2 手数料は、原則として合併時に統一する。</p>		

建設専門部会 都市管理分科会

		現 況					具体的な調整結果		
区分	栃 木 市					西方町			
使用料等	栃木市公園有料公園施設利用料金 栃木市公園有料公園施設に関する条例 平成22年3月29日施行による。					西方総合公園施設利用料金 西方町使用料及び手数料条例 平成12年4月1日施行による。 【内容については、栃木市下段に記載】	各市町の施設に差異があるため、合併時に再編する。各施設の利用料金については現行のとおりとする。ただし、西方総合公園の備考欄を次のようにする。 1を「児童生徒が利用する場合の使用料は、半額とする。」と修正する。 2を「市外の者(市内の事業所に勤務する者を除く)が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割増しとする。」と修正する。 4を削除し条例別表第1(利用日・利用時間帯)で定める。 5を削除し条例別表第2(使用料表)で定める。		
	1 栃木市総合運動公園								
	(1) 総合体育館								
	区分		午前9時から 午後0時まで	午後0時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで			午前9時から 午後9時まで	
	主競技場	団体	スポーツ	3,960円	6,600円			8,800円	19,360円
			集会等	9,900円	16,500円			22,000円	48,400円
			営利等	39,600円	66,000円			88,000円	193,600円
		個人	中学生以下	1人1回 60円					
			上記以外の者	1人1回 220円					
	補助競技場	団体	スポーツ	1,980円	3,300円			4,400円	9,680円
個人			中学生以下	1人1回 60円					
上記以外の者			1人1回 220円						
卓球場	個人	中学生	1人1回 60円						
		上記以外の者	1人1回 220円						

柔道場	団体	1,650円	2,750円	3,300円	7,700円	
	個人	中学生以下	1人1回	60円		
		上記以外の者	1人1回	220円		
剣道場	団体	1,650円	2,750円	3,300円	7,700円	
	個人	中学生以下	1人1回	60円		
		上記以外の者	1人1回	220円		
トレーニング室	個人	1人1回 300円				
会議室(定員36人)		1,320円	1,650円	2,200円	5,170円	
器具等使用料	体操	器具一式 1種目 330円				
	卓球	器具一式(ラケット及びボールを除く。) 220円				
	バドミントン	器具一式(ラケット及びシャトルコックを除く。) 220円				
	バスケットボール	器具一式 550円				
	バレーボール	器具一式 330円				
	ハンドボール	器具一式 330円				
	フェンシング	器具一式 220円				
	放送装置	マイク1本 1時間 330円 (1本増すごとに110円を追加)				
	温水シャワー	1人1回 50円				
	電光掲示板	1対 1時間 440円				
	机	1脚 40円				
	いす	1脚 30円				

備考

- 1 主競技場及び補助競技場の団体の部分利用(フロア面積の2分の1以下の利用)については、この表に定める使用料の2分の1の額を徴収する。
- 2 主競技場、補助競技場、柔道場及び剣道場を、入場料(入場料、会費、賛助費、寄附金等いずれの名義又は名目を問わず、入場のために要する対価をいう。以下同じ。)を徴収して利用する場合については、この表に定める使用料の2倍の額を徴収する。
- 3 単位時間を超えた場合において1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とし、この表に定める使用料の1時間相当額を徴収する。
- 4 個人の利用における「1回」とは、2時間を限度とする1回の利用をいう。
- 5 市外の者(市内の事業所に勤務する者を除く。)が利用する場合の使用料(温水シャワーを除く。)は、この表に定める使用料の5割増しとする。
- 6 個人が利用する場合の器具等の使用料(温水シャワーを除く。)は、無料とする。

7 トレーニング室は、中学生以下の者の利用を許可しない。

(2) 陸上競技場等

区分		午前6時から午前8時まで	午前8時から午前10時まで	午前10時から午後0時まで	午後0時から午後2時まで	午後2時から午後4時まで	午後4時から午後6時まで	午後6時から午後9時まで
陸上競技場	個人利用 (1人につき)	—	200円	200円	200円	200円	200円	—
	団体利用	—	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	—
	第1会議室 (定員50人)	—	400円	400円	400円	400円	400円	—
	第2会議室 (定員80人)	—	500円	500円	500円	500円	500円	—
軟式野球場 (1面につき)		800円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	30分当たり500円
硬式野球場		5,000円			6,000円			—
庭球場 (1面につき)		—	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1時間当たり600円
多目的グラウンド (1面につき)		800円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	—
芝生グラウンド (1面につき)		400円	500円	500円	500円	500円	500円	—
附属設備	放送器具 判定器具 操作板	1回(半日) 1,000円 (ただし、軟式野球場については、2時間で2,000円とする。)						
	スコアボード (硬式野球場)	1回(半日) 500円						
	夜間照明設備 (軟式野球場)	30分 3,500円						
	夜間照明設備 (庭球場)	1面 30分 200円						
	シャワー	1人1回 50円						

備考

- 1 児童生徒が利用する場合の使用料(シャワー使用料を除く。)は、半額とする。
- 2 陸上競技場、軟式野球場、庭球場、多目的グラウンド及び芝生グラウンドを、入場料を徴

収して利用する場合については、その徴収する入場料の最高額に 100 を乗じて得た額（その額がこの表に定める使用料の額を下回る場合にあつては、この表に定める使用料の額）を徴収するものとし、附属設備のうち放送器具、判定器具、操作盤及びスコアボードを、入場料を徴収して利用する場合については、この表に定める使用料の 1.5 倍の額を徴収する。

3 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料（シャワー使用料を除く。）は、この表に定める使用料の 5 割増しとする。

(3) プール

高校生以下		左記以外の者	
1 人 1 回	150 円	1 人 1 回	300 円

備考 未就学児（保護者、指導者等の付添いのある者に限る。）の使用料は、無料とする。

(4) 弓道場

区分		午前 9 時から 午後 0 時まで	午後 0 時から 午後 5 時まで	午後 5 時から 午後 9 時まで
個人利用	高校生以下 (1 人につき)	150 円	200 円	200 円
	上記以外の者 (1 人につき)	300 円	400 円	400 円
団体利用	高校生以下	750 円	1,000 円	1,000 円
	上記以外の者	1,500 円	2,000 円	2,000 円

備考 市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の 5 割増しとする。

2 大平運動公園

区分	使用料			
	野球場	市内	一般	1 時間
1 日				5,040 円
児童生徒		一般	1 時間	310 円
			1 日	2,480 円
市外		一般	1 時間	940 円
			1 日	7,520 円
	児童生徒	一般	1 時間	470 円
			1 日	3,760 円

附属設備	放送器具 判定表示操作盤	市内利用者	1回	1,050円
		市外利用者	1回	1,570円
	スコアボード	市内利用者	1回	520円
		市外利用者	1回	780円
第2多目的広場 夜間照明		市内	一般	1時間 1,050円
			児童生徒	1時間 520円
		市外	一般	1時間 1,570円
			児童生徒	1時間 780円
テニスコート (1面)		市内	一般	1時間 420円
			児童生徒	1時間 210円
		市外	一般	1時間 630円
			児童生徒	1時間 310円
テニスコート 夜間照明		市内	一般	1時間 420円
			児童生徒	1時間 210円
		市外	一般	1時間 630円
			児童生徒	1時間 310円
多目的運動広場 夜間照明	全灯	市内	一般	1時間 5,250円
			児童生徒	1時間 2,620円
		市外	一般	1時間 7,870円
			児童生徒	1時間 3,930円
	半灯	市内	一般	1時間 3,150円
			児童生徒	1時間 1,570円
		市外	一般	1時間 4,720円
			児童生徒	1時間 2,360円

備考

- (1) 市外の者で、市内の事業所に勤務する者は市内の者とみなして、この表を適用する。
- (2) この表において「児童生徒」とは、高校生以下の者をいう。

3 藤岡渡良瀬運動公園

区分			使用料
テニスコート	個人利用	1人2時間以内	200円
	占有利用1面	1面2時間以内	1,030円

野球場	A	占用利用 1面	午前（午前9時から午後0時）	2,060 円
			午後（午後0時から午後5時）	3,090 円
	B	占用利用 1面	午前（午前9時から午後0時）	1,030 円
			午後（午後0時から午後5時）	1,540 円
			夜間（午後7時から午後9時30分）	5,150 円
	C	占用利用 1面	午前（午前9時から午後0時）	1,030 円
			午後（午後0時から午後5時）	1,540 円
	D	占用利用 1面	午前（午前9時から午後0時）	1,030 円
午後（午後0時から午後5時）			1,540 円	
陸上競技場	占用利用	午前（午前9時から午後0時）	2,060 円	
		午後（午後0時から午後5時）	3,090 円	
サッカー競技場	占用利用	午前（午前9時から午後0時）	1,030 円	
		午後（午後0時から午後5時）	1,540 円	
スポーツふれあいセンター	ロッカー	1 回	100 円	
	シャワー	1 回	100 円	
	望遠鏡	1 回	100 円	

備考 テニスコート、野球場、陸上競技場及びサッカー競技場を、市民（市内事業所に勤務する市外の居住者を含む。）以外の者の利用する場合の使用料は、この表に定める使用料の5割増しとする。

4 ファミリーパーク

(1) バーベキュー場

区分	午前9時30分から午後4時まで
1基（テント） （ガス代、鉄板、ガスコンロ、フライ返し、たわし、洗剤含む。）	1回当たり 1,500 円

(2) ファミリーパークプラザ

区分	午前9時から午後5時まで
会議室	1時間当たり 600 円
第1研修室	1時間当たり 600 円
第2研修室	1時間当たり 600 円
休憩室（和室のみ）	1時間当たり 1,000 円

備考

- 1 原則として午後5時までの利用時間とする。ただし、午後5時以降の利用については、市

長が認めた者に限り、午後9時まで利用可能とする。

- ファミリーパークプラザの使用料は、団体（10人以上）予約で占用する場合のみ徴収するものとする。

【西方町現況内容】

1 西方総合公園

施設内容		使用料区分	
		一般使用料（2時間単位）	占用使用料（2時間単位）
野球（ソフトボール）場		（1面）800円	一般使用料の50%増
テニスコート		（1面）600円	
弓道場		（1面）100円	
ゲートボールコート		無料	（1面）300円
スポーツ管理棟		無料	無料
夜間照明	野球（2時間）	8,000円	一般使用料の50%増
	ソフトボール（1時間30分）	4,500円	
公園管理棟会議室		無料	300円
バーベキュー広場		無料	5,000円

備考

- 町内の学校教育活動及びスポーツ少年団が2時間以内使用する場合は無料とし、それ以外に町内児童生徒が使用する場合は、半額とする。
- 町外の者（町内の事業所に勤務する者を除く。）が使用する場合の使用料は、規定使用料の1.3倍とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし、スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定をしている宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住するものには、適用しない。
- 占用使用料は、半日以上の特等使用の時とする。
- 夜間照明の使用は、18時30分から21時30分までとする。
- 夜間照明の使用料は、グラウンド使用料を含む。
- バーベキュー広場の占用については、広場全部を貸切の場合とする。

新 旧 対 照

旧	新
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>町内の学校教育活動及びスポーツ少年団が2時間以内使用する場合は無料とし、それ以外に町内児童生徒が使用する場合は、半額とする。</u> 2 <u>町外の者（町内の事業所に勤務する者を除く。）が使用する場合は、規定使用料の1.3倍とし、10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。ただし、スポーツ・レクリエーション施設の広域利用に関する協定をしている宇都宮市、鹿沼市、日光市、真岡市、さくら市、下野市、上三川町、芳賀町、壬生町及び高根沢町に居住するものには、適用しない。</u> 3 占有使用料は、半日以上の特占使用の時とする。 4 <u>夜間照明の使用は、18時30分から21時30分までとする。</u> 5 <u>夜間照明の使用料は、グランド使用料を含む。</u> 6 <u>バーベキュー広場の占有については、広場全部を貸切の場合とする。</u> 	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 <u>児童生徒が利用する場合の使用料は、半額とする。</u> 2 <u>市外の者（市内の事業所に勤務する者を除く）が利用場合の使用料は、この表に定める使用料の5割増しとする。</u> 3 占有使用料は、半日以上の特占使用の時とする。 (4 削除) (5 削除) 4 <u>バーベキュー広場の占有については、広場全部を貸切の場合とする。</u>

合併協定項目	17 補助金、交付金等の取扱いについて	関係項目	
調整の方針	補助金、交付金等については、その事業目的、従来からの経緯、実情等に配慮しつつ、新市全体の均衡を保つように調整する。		

合併時に再編するもの

現況		具体的な調整結果	
No.	栃木市 西方町		
1	農業近代化資金利子補給金 0.50%以内（認定農業者 1.00%以内）	農業近代化資金利子補給費 1.00%以内	合併時に栃木市の制度を基準に統一する。 ただし、合併前に承認されたものについては、承認された合併前の旧市町の制度に準ずる。
2	県単独農業農村事業補助金 補助率 20/100 以内	県単独農業農村事業補助金	現行のとおりとする。 事業費の 20/100 以内
3	団体営土地改良事業補助金 補助率 10/100 以内	団体営土地改良事業補助金	合併時に栃木市の制度を基準に統一する。 事業費の 10/100 以内
4	維持管理適正化事業補助金 補助率 10/100 以内	土地改良施設維持管理適正化事業補助金	合併時に栃木市の制度を基準に統一する。 事業費の 10/100 以内
5	災害復旧事業補助金 補助率 10/100 以内	農地・農業施設災害復旧事業補助金	合併時に栃木市の制度により統一する。 事業費の 10/100 以内
6		中小企業年末融資利子補給補助金 元金の 1%	利子補給補助金を廃止し、新市の保証料補助金に統合する。 保証料全額